



Report

## 01 9月例会を開催



当協議会は9月22日に高知会館において、稲垣法律事務所 弁護士 稲垣健吾氏を招き判例研究会を開催した。参加者10名。判例事案は、

- 部活動指導や語学研修準備等を含む過重な業務による高校教員の適応障害発症に、校長の安全配慮義務違反が認められた例：「大阪府事件」
- パワハラを放置したことから、会社の安全配慮義務違反が認められた例：「東海交通機械事件」
- ※ 【安全配慮義務違反・損害賠償請求の判断について】

- ① 症状や病名、病状等の原因となった事実等を確定。
- ② 使用者は、上記①で確定した症状等、事実を予見しえし、症状等や事実の発生防止のためにできることがあった。＝安全配慮義務あり
- ③ 使用者は、安全配慮義務があったのに、適切な対策をしなかった。＝安全配慮義務違反あり
- ④ 労働者の症状等と使用者の安全配慮義務違反との間の相当因果関係の判断
- ⑤ 損害の判断

- 労働組合のウェブサイト掲載の記事が会社の名誉・信用を毀損するとして、その削除を求めた仮処分申し立てが却下された例：「オハラ樹脂工業事件」

※ 【一般的な名誉・信用毀損事件において】

①それが事実の摘示による場合には、その表現行為が公共の利害に関わり、その目的がもたら公益を図ることにあつた場合、摘示事実が真実であることの証明があれば違法性がなく、仮に真実である証明がないときも、行為者の真実と信ずる相当の理由があれば故意または過失が否定されとの判断枠組みが採用され、②それがあつた事実を基礎とした意見ないし論評の表現による場合には、その行為が公共の利害に関する事実にかかり、かつ、その目的がもたら公益を図ることにあつた場合、上記意見ないし論評の前提事実の重要な部分につき真実であることの証明があつたときは、



人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評の域を逸脱したものでない限り違法性がなく、真実であることの証明がないときも真実に信ずる相当の理由があれば、その故意・過失が否定される、との判断枠組みが採用されている。

このように、三つの判例について解説いただいた。

Report

## 02 10月例会／国内企業視察を開催

当協議会は10月20日～21日に、広島県のジャパンマリンユナイテッド株式会社呉事業所（呉市：常務執行役員呉事業所長／田中信也氏）の視察を実施。参加者は10名。



当日あいにく曇り空（小雨）であつたにもかかわらず、管理部人事グループ長 清水是次氏および管理部総務グループ 勢戸数幸氏両名が当一行を快く迎え入れてくださり、最初に当事業所の歩みについて説明があつた後、造船現場の視察に出発。「当事業所の規模は小さい」との説明を受けていたものの、自衛艦船の修理にも携わっており、視察できない場所を除き造船製造工程等の解説を受けながらの視察であつたが約1時間を要する広さであつた。また、当事業所では“戦艦大和”製造を隠した大屋根（集合写真）が現在も工場の屋根として残っていることは驚きであつた。その後、人事労務面の対応面について質疑応答の時間を構えていただき有意義な企業視察となつた。

企業視察後に「大和ミュージアム」、翌日は「広島平和記念公園・資料館」および「宮島・厳島神社」を観光し、けがなどもなく無事に終えることができた。



大和ミュージアム



厳島神社